## 別表第4

区分	事業	基準額	上限額
入所系の障害福祉サービ ス事業所	障害児入所施設(福祉型) 共同生活援助(GH) 施設入所支援 宿泊型自立訓練 短期入所	10,000円/人	_
通所系の障害福祉サービス事業所	療養介護 自立訓練 就労移行支援	5,000円/人	_
訪問系の障害福祉サービス事業所 相談系の障害福祉サービス事業所	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 自立生活援助 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 令和5年度宮城県高齢者施設エネルギー価格高騰対策事業補助金交付要綱の別表第2に記載の「訪問系」に該当するサービス計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域を行支援	5,000円/台	当該事業所に勤務した直接処遇職員の令和5年11月分(11月1日から11月30日まで)の勤務実績の常勤換算後の人数(小数第1位を四捨五入)(ただし,常勤換算後の人数が1人未満の場合は切り上げる。)(※令和5年11月2日以降に指定を受けた事業所については指定を受けた際の直接処遇職員の常勤換算後の人数)

- \*補助金の交付対象は、令和6年1月1日までに事業を開始している事業所とする。
- \* 仙台市に所在する事業所は補助対象から除く。
- \* 国公立及び市町村が運営する事業所(社会福祉協議会等に指定管理している事業所を含む。)は補助対象から除く。
- \* 訪問系・相談系で補助対象となる車両は、主に以下の用途で使用する車両のみとする。
  - ・訪問系:ヘルパーが利用者宅への訪問や利用者の医療機関への通院を含むサービスの提供に使用する車両
  - ・相談系:相談支援員が保育所等の関係機関の訪問に使用する車両
- \*補助対象となる定員(入所系・通所系)は、<u>令和5年12月1日</u>の時点を基準とする。 ただし、<u>令和5年12月2日</u>以降に指定された事業所については、指定を受けた日を基準とする。
- \* 入所系・通所系の基準額は定員1人あたりの額、訪問系・相談系の基準額は補助対象車両1台あたりの額とする。
- \* 入所系の事業所で、高騰分を転嫁できる利用者の分については基準額に1/2を乗じる。
- \* 算出された額に100円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。